

# 平成30年度第2回流山市都市計画審議会議事録

## 目次

1	開催日時及び場所	1 ページ
2	出席した委員及び職員	1 ページ
3	会議に付した案件	2 ページ
4	傍聴者	2 ページ
5	議事の概要	3 ページ～

### 1 開催日時及び場所

日 時：平成30年10月4日（木）

午後2時30分から午後3時30分まで

場 所：流山市上下水道局大会議室1

### 2 出席した委員及び職員

#### (1) 審議会委員

内山 久雄 （学識経験者）  
横内 憲久 （学識経験者）  
飯田 直彦 （学識経験者）  
古川 敏夫 （学識経験者）  
石渡 烈人 （学識経験者）  
岩田 一秀 （学識経験者）  
石原 修治 （市議会議員）  
加藤 啓子 （市議会議員）  
藤井 俊行 （市議会議員）  
乾 紳一郎 （市議会委員）  
加藤 修一 （市民委員）  
小名木 紀子 （市民委員）  
根本 嘉生 （関係行政機関職員）

※欠席した委員

小倉 節子 (学識経験者)

戸倉 慧 (市民委員)

(2) 職員

都市整備部長	石野 升吾
都市整備部次長	後藤 隆志
都市整備部次長 兼みどりの課長	小島 敏明
みどりの課課長補佐	本田 英師
みどりの課職員	成嶋 孝宏
みどりの課職員	石野 一男
まちづくり推進課長	小野 満寿夫
都市計画部次長 兼都市計画課長	長橋 祐之
都市計画課課長補佐	駒木根 勝
都市計画課都市対策係長	近藤 英樹
都市計画課職員	吉田 崇志

3 会議に付した案件

第1号議案 流山都市計画公園の変更について(付議)

4 傍聴者

0名

## 5 議事の概要

都市計画課 近藤

ただいまから平成30年度第2回流山市都市計画審議会を開催させていただきます。

はじめに、本日出席の市の職員をご紹介します。

都市整備部長の石野です。

都市整備部次長の後藤です。

都市整備部次長、みどりの課長の小島です。

みどりの課課長補佐の本田です。

みどりの課主事の成嶋です。

みどりの課副主査の石野です。

まちづくり推進課課長の小野です。

都市計画課課長の長橋です。

都市計画課課長補佐の駒木根です。

今、受付におりますけれども、吉田が都市計画課在籍です。

申し遅れましたが、本日の進行をさせていただきます、都市対策係長の近藤です。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日使用する資料は、事前に送付させていただきましたA4サイズにとじられた資料の1点となります。お持ちでない方などいらっしゃいましたら事務局までお申し付け下さい。

それではこれより審議が行われますが、本日は都市計画審議会委員15名のうち現在12名の参加を頂いておりますので、過半数を超えていることから、会議が成立していることをご報告申し上げます。小名木委員ですが30分ほど遅れるとのことですので、採決の時にいらっしゃれば13名ということで進めさせていただきますと思います。

それでは、この後の進行につきましては、内山会長にお願い致します。会長、宜しくお願い致します。

内山会長

会長の内山でございます。お集まりいただきましてありがとうございます。

ます。

本日の審議案件は流山市長より付議のございました「流山都市計画公園の変更について」でございます。

委員の皆様、宜しくお願い致します。

それでは審議に入ります前に、議事録署名人を選出致します。

慣例によりまして、学識経験者の委員から1名、市議会の委員から1名ということでお願いしておりますので、今回は岩田委員、加藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは審議に入ります。

事務局から審議内容について説明をお願い致します。

みどりの課長 小島

はい。みどりの課課長の小島です。着座にて失礼させていただきます。

それでは、第1号議案について説明をさせていただきます。まず、本市の公園緑地の現状について説明させていただきます。

スクリーンをご覧ください。

平成30年3月31日時点で、市内には348箇所の公園・緑地、面積約98.1ヘクタールを開設させ、市民一人当たりの公園面積は5.28平方メートルとなっております。

それでは、審議案件の説明をさせていただきます。

付議書1ページ及び2ページの計画書、又はスクリーンをご覧ください。

本日も審議いただく「流山都市計画公園の変更」は、3・3・7号大堀川水辺公園ほか6公園を都市計画公園に追加するものです。

内訳としましては、近隣公園2箇所、街区公園5箇所になります。

付議書の4ページの総括図又はスクリーンをご覧ください。

近隣公園は、つくばエクスプレス沿線において流山おおたかの森駅周辺でUR都市再生機構が施行しています新市街地地区内の2箇所の公園で、街区公園は、南流山に近接して千葉県が施行しています木地区内の5箇所の公園になります。

まず、近隣公園からご説明します。

スクリーンをご覧ください。

南北に東武野田線（東武アーバンパークライン）、東西につくばエクス

プレスが走り 4 つのエリアに分かれています。

そのエリア毎に誘致距離等を考慮して、4 箇所の近隣公園や 1 3 箇所の街区公園及び 1 3 箇所の緑地が配置されています。

4 箇所の近隣公園のうち、西初石近隣公園と市野谷の森東近隣公園の 2 箇所の公園については、既に都市計画公園として決定しております。

まず、3・3・7 号大堀川水辺公園から、ご説明します。

付議書 1 ページの計画書、又はスクリーンをご覧ください。

名称欄の番号は、左から公園の区分、規模、一連番号を示すものです。

区分の 3 は近隣公園、2 は街区公園になります。

規模については、面積 1 ヘクタール未満のものは 2、1 ヘクタール以上 4 ヘクタール未満が 3 になります。

大堀川水辺公園は、流山市駒木字中橋上及び字堂台並びに十太夫の各一部の区域に位置し、面積は約 1. 8 ヘクタールです。

備考には、主要な公園施設を記載することと「県の公園・緑地・生産緑地等の都市計画の手続き要領」に規定されています。

従いまして、整備済の公園は設置している主要な公園施設、今後整備する公園については現時点で計画している主要な公園施設を記載しています。

付議書 7 ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、東武野田線（東武アーバンパークライン）豊四季駅から北に約 6 0 0 メートル、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅からは東に 9 0 0 メートルに位置し、公園の東側は大堀川防災調節池に隣接しています。

スクリーンをご覧下さい。

大堀川水辺公園は、水面を活用し親水性を持たせた公園として、広場、園路、植栽、複合遊具や便所等を調節池と一体的に、平成 2 5、2 6 年度の 2 箇年で整備しています。

次に、3・3・8 号十太夫近隣公園について、ご説明します。

付議書 1 ページの計画書、又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、東初石五丁目及び十太夫の各一部の区域に位置し、面積は約 2. 0 ヘクタールです。

付議書 8 ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。

十太夫近隣公園は、つくばエクスプレス流山おおたかの森駅から北に約700メートルに位置し、周辺は閑静な住宅地になっています。西側には都市計画道路3・5・23号線が走っています。

当公園は、既存の樹林を活かしながらのレクリエーション拠点として、広場、園路、植栽、複合遊具等を平成27、28年度の2箇年で整備をしております。

街区公園について、ご説明します。

付議書の6ページの位置図又はスクリーンをご覧ください。

木地区は、南北に走る都市計画道路3・5・13流山上貝塚線（主要地方道松戸野田線）で東西に分けられております。

東側のエリアに2箇所、西側のエリアに3箇所、計5箇所の街区公園が誘致距離等に配慮して配置されています。

それでは、2・2・85号木1号公園からご説明します。

付議書1ページの計画書、又はスクリーンをご覧ください。

名称欄の番号は、左の2は街区公園を示しています。次の2は規模を示しており、面積1ha未満のものは2となります。その次の85は街区公園の一連番号で、これまで市内84箇所の街区公園を都市計画公園として決定しています。

木1号公園は、流山市流山字己ノ起の一部に位置し、面積は約0.93ヘクタールとなります。

面積表示は、公園・緑地・生産緑地地区等の都市計画の手引き要領に則り、近隣公園は少数点第1位まで、街区公園は小数点第2位まで表示しております。

付議書9ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、つくばエクスプレス南流山駅より南へ約600メートルに位置し、公園の北側には南流山中学校が隣接しています。

スクリーンをご覧ください。

木1号公園は、広場、植栽、複合遊具やブランコ等を平成26年度に整備しています。

次に、2・2・86号木2号公園について、ご説明します。

また、付議書1ページの計画書又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、流山市木字流作の一部の区域に位置し、面積は約0.35

ヘクタールとなります。

付議書 10 ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。木 2 号公園は、つくばエクスプレス南流山駅より西へ約 1 キロメートルに位置し、公園の西側は 1 級河川江戸川が流れています。

スクリーンをご覧ください。

当公園は、広場、園路、植栽、複合遊具やブランコ等を平成 29 年度に整備しています。

次に、2・2・87 号木 3 号公園について説明します。

付議書 1 ページの計画書又はスクリーンをご覧ください。

木 3 号公園は、流山市木字下谷の一部の区域に位置し、面積は約 0.30 ヘクタールとなります。

付議書 11 ページの計画図、又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、つくばエクスプレス南流山駅より南西へ約 900 メートルに位置し、都市計画道路 3・5・13 号線が隣接しています。また、公園の地下の一部をつくばエクスプレスが通過しています。

スクリーンをご覧ください。

木 3 号公園は、今年度整備する計画で、広場、園路、植栽、ブランコ等の施設を整備する予定です。

次に、2・2・88 号木 4 号公園について、ご説明します。

付議書 1 ページの計画書、又はスクリーンをご覧ください。

木 4 号公園は、流山市木字前田の一部の区域に位置し、面積は約 0.26 ヘクタールとなります。

付議書 12 ページの計画図又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、つくばエクスプレス南流山駅より南西へ約 1.2 キロメートルに位置し、公園の南側はつくばエクスプレス、西側は 1 級河川江戸川が流れています。

木 4 号公園は、平成 31 年度に広場、植栽、ブランコ等を整備する計画でいます。

次に、2・2・89 号木 5 号公園について、ご説明します。

付議書 2 ページの計画書又はスクリーンをご覧ください。

木 5 号公園は、流山市木字膝丸前の一部の区域に位置し、面積は約 0.24 ヘクタールとなります。

付議書 13 ページの計画図又はスクリーンをご覧ください。

当公園は、つくばエクスプレス南流山駅より南西へ約 1.2 キロメートルに位置し、周辺は閑静な住宅地であります。

木 5 号公園は、平成 32 年度以降に整備する計画としています。

以上が今回都市計画公園に追加する 7 公園の概要です。

都市計画を変更する理由については、付議書の 3 ページに記載しておりますので、ご覧ください。

最後に、都市計画法第 17 条第 1 項の規定による変更の案の縦覧結果について、報告をさせていただきます。

変更案の縦覧は、平成 30 年 9 月 4 日（火曜日）から同月 18 日（火曜日）までの 2 週間行いました。縦覧者はなく、変更案に対する意見書の提出もありませんでした。

以上をもちまして、第 1 号議案「流山都市計画公園の変更」についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

内山会長

ありがとうございました。

7 つの公園のうち 2 つが近隣公園で 5 つが街区公園ですが、この議案につきまして、皆様のご質問なりご意見を伺いたいと思います。如何でしょうか。

石原委員

公園にトイレを作るというのは、地元自治会との折衝など、厳しい点が色々とあるのだと思うのですが、公園にトイレを設置する場合の規定があればお教えいただきたい。

特に十太夫近隣公園と木 1 号公園は非常にお子様連れの方が多いと私も感じていますが、そういった中でこれら 2 公園についてトイレの設置要望がないかお答え下さい。

みどりの課長 小島

流山市としては利用者数や滞在時間等を鑑みて、近隣公園以上の規模

について、トイレの設置対象として考えております。

木1号公園については、街区公園ですので設置対象としては考えておりません。また、トイレの設置要望についても現時点では伺っておりません。

十太夫近隣公園については、トイレの設置要望を多数頂いております。

石渡委員

確認ですが、まず十太夫近隣公園の正式名称はおおたかの森北1号公園でよろしいでしょうか。また近隣公園については流山市の計画としてはすべて完成とのことですが、市全体の近隣公園のバランスとしてはどうでしょうか。当局の考え方を教えてください。

みどりの課長 小島

十太夫近隣公園の周辺は、来年度末の換地処分によりおおたかの森北3丁目という町名になる予定ですが、十太夫という従来の地名を残したいという要望を受けまして、十太夫近隣公園はそのままの名称で残す予定です。市内の近隣公園は、南流山中央公園、三輪野山近隣公園、東部近隣公園、西初石近隣公園、市野谷の森東近隣公園、大堀川水辺公園、十太夫近隣公園の7公園です。バランスとしては取れていると考えております。

石渡委員

北部から初石4丁目にかけては、近隣公園のような面積の広い公園がない。

みどりの課 小島

東深井地区公園がございます。

乾委員

木地区は32年度末事業完成予定とのことですが、新市街地について言えば来年3月に換地処分があるわけで、それまでには都市計画決定の必要があるとしても、1年2年の差ではありますが、何故今になって十

太夫近隣公園と大堀川水辺公園を決定するのかお教えいただきたい。

みどりの課 小島

今現在、つくばエクスプレス沿線地域で行われている土地区画整理事業では、それぞれ計画的に整備を進めております。

木地区の各公園について、このほど整備のめどが立ったことから、新市街地地区並びに木地区のいずれの公園についても都市計画公園に追加をして各公園の整備保全に努めるものです。

乾委員

木地区については、公園整備も計画的に進めてきたということですね。

新市街地地区については、街区公園もすでに全て整備完了しているのですか。整備されていて都市計画決定も終わっているということでしょうか。

都市整備部長 石野

区画整理区域内については、当初より公園の形状や位置が決まっていますが、事業のなかで土地形状等が変わることがあります。造成を待つて整備のめどがついたところに決定することで、それらの変更の影響を避けています。

新市街地地区の街区公園については、いまだ整備中の箇所がございますので、整備完了を待つて決定を行ってまいりたいと考えており、運動公園地区についてもこの考えに沿って行うものです。

乾委員

新市街地地区についてはまだ街区公園の都市計画決定がされていないということでしょうか。

都市整備部長 石野

近隣公園4つのみの決定で、街区公園はまだ行っておりません。

乾委員

何故このような質問をしているかといいますと、木1号公園の北側は中学校に隣接していますね。児童生徒の今後の増加見通しでは、平成40年までは増えると教育委員会が答えていました。更に、南流山についてはそれ以降も増えるのではないかと思います。これは基本計画で議論されることかと思いますが、そのときに南流山・木地区について学校用地や地域交流センターの用地の確保が難しい状況で、もう少し木1号公園をそれに資するように（南へ）ずらしてはどうかと考えますが、これについてはどう思われますか。

都市整備部長 石野

木地区は、地区外に小学校、中学校がありまして、いずれも増築用地を区画整理事業者側に保留地として確保して頂いて、流山市で用地を取得しました。小学校も更に増築しなくてはならない状況の中で、中学校に交流センターを含めた形での建築を検討しています。その際に公園と一体的な、公園施設も利用できるような形で、少しでも土地を有効に使った整備ができるような方向で検討しております。

乾委員

都市計画公園とすることは、これらの整備において不都合にはならないということですか。

都市整備部長 石野

都市公園で占有できるもの、公園施設として定義できるものを公園用地に入れる形での整備を検討しています。

加藤啓子委員

街区公園では0.93ヘクタールと広い1号公園がある一方、5号公園は0.2ヘクタールと狭く、面積がかなり違うのですが、公園の形状や面積の決定の仕方についてお聞かせください。

また、計画書の備考欄に公園施設が書いてありますが、以前どの公園にどういった施設を入れるかについては地元自治会さんと話し合っ

めるとのことでしたが、今回決定する公園についても同様に皆さんのご意見を伺っていらっしゃるのでしょうか。また、公園灯は全てLED化されているのでしょうか。

最後に、冒頭では348カ所公園があるとのこと説明でしたが、街区公園が89、近隣公園が8となると残りの大半というのは番号1の公園ということでしょうか。

都市整備部長 石野

公園の規模や形状につきましては、区画整理事業者との土地利用について話し合いの中で決定していきます。

木地区ですと、最も大きな公園がご覧の通り木1号公園です。

木2号公園や木5号公園は平面図にあるとおり、神社が隣接しておりまして、木2号公園は神社と一体に整備するような形をとっております。

木3号公園の中央の大きく空いた部分、これはつくばエクスプレスが地下に入るところですので、図面上ではいびつに見えますが、この部分を公園として借りて、高台を活用して滑り台のように降りてくるなどの活用方法を考えております。

このように、場所によって面積は違うものの、それぞれの土地に合わせた有効な利用法を考えて整備しております。

遊具や施設につきましては、今まで整備した2公園も今回整備の1公園も、地元の意見をもとに計画しておりまして、例えば木3号公園ですと鉄道を見ながら滑り台をすべりたいなどのお話から、このような整備計画となっております。

公園名称につきましても、地元から整備後にご意見をいただいて、木1号ではありんこ公園、木2号では香取の杜公園と愛称をつけております。

LED化については市の方針として新しく設置するものと改修を行うものは全てLEDにすることとしております。

都市計画決定されていない残りの200近い公園は様々ありまして、マンションのポケットパークのような非常に小さい公園などは公園名こそついておりますが、都市計画決定にはなじまないとして決定を行っておりません。基本的には借地公園も同様です。それ以外の区画整理で発

生した公園につきましては概ね都市計画決定をしているという状況です。

加藤啓子委員

つまり、都市計画公園はいずれも借地ではないということでしょうか。

都市整備部長 石野

いいえ、一部借地している公園があります。

根本委員

区画整理事業の進め方についてお教えいただきたい。都市計画決定の理由として整備のめどがついたなどの理由を挙げていましたが、ある程度公園として担保されたものを後付けで都市計画決定しているというように感じられます。

区画整理事業の中の一つとして公園事業があるということからこのようになってしまうのであろうとは思いますが、後追いで都市計画決定をするという進め方について、どういったお考えかお聞かせ願います。

都市整備部長 石野

ご質問の通り、本来の手法としては都市計画決定をして事業認可を取り整備をするというものが流れではあります。

しかしながら、区画整理事業におきましては区域の3%以上を公園にするという規定があるものの、位置や形状には規定がありません。そのため、当初の土地利用計画から公園の位置は決めておきますが、どうしても地権者との交渉のなかで、数センチ、あるいは数十センチかもしれませんが、位置がずれるということもあります。

先行して都市計画決定することについては、このような理由から抵抗が大きく、ある程度整備のめどがついてから都市計画決定をしていこうということで流山市では進めております。

根本委員

ということは、都市計画決定していない公園については、国の補助金などは入らないということによろしいでしょうか。

都市整備部長 石野

今は、補助金でも都市計画決定を必ずしも補助要件としないものもあります。

ただ、木地区の公園に関しては都市計画決定が補助金を受ける条件となっておりますので、木3号公園については今回の都市計画決定を待って補助を受ける予定となっております。

横内委員

公園に設置する施設はどのように決められていますか。地元からの意見だとか、そういったものでしょうか。

都市整備部長 石野

木地区についてお話ししますと、木地区の地元自治会から公園整備について大変熱心にご意見を頂いておりまして、公園整備の前年から意見交換をし、予算事情とも調整しながら地元の意向を反映できるよう整備をしております。

横内委員

この施設は必ずないといけないとか、そういうものはありますか。

都市整備部長 石野

以前の都市公園法では施設設置基準がありました但现在はありません。

横内委員

わかりました。都市計画決定理由に生態系に配慮した、などの文言がありますが、これはどういった理由で入れられている文言でしょうか。

都市整備部長 石野

大堀川水辺公園の東側に大堀川防災調節池がございます。南北200メートルほどの調節池ですが、地元の学識経験者の方や地元の自治会、NPOの皆様を交えて、近隣公園との一体的な整備に関する委員会を立ち上げて話し合ったという経緯があります。大堀川水辺公園については

生態系に配慮して立ち入らない区域を設定した上で、現地は広場がもっと下までありまして、そこまで入っていけるようになっております。そういった部分をもって理由として生態系に配慮した公園と入れさせていただきます。

横内委員

わかりました。街区公園と近隣公園は避難とか防火の機能はあまりないのですか。そういったことは表記されておりましたが。

都市整備部長 石野

流山市の防災計画のなかで位置づけている比較的大きな総合運動公園などでは設置しています。街区公園や近隣公園は災害が起きた時に一時的に最初の拠点となるところではあるかと思いますが、防災公園としての位置付けはしておりませんので、そういった防災設備は入れておりません。ただ将来的に管理をしていくなかで、地元からの要望などによりブランコを利用した防災テントや防災倉庫、防災井戸の設置などを順次行っていることはあります。

加藤修一委員

十太夫近隣公園に、トイレがついていないことの本当の理由というのは何ですか。防犯上好ましくない、設置するとなると費用がかかる、設置後いたずらなどの被害がある、色々な理由が考えられますが、理由をお聞かせ願いたい。

都心から一番近い森のまちを掲げている流山市ですから、公園にもっと連続性を意識してはどうでしょうか。流山市には街歩きの楽しさがないと感じます。まちをぶらりと歩けば、道沿いにはおしゃれなカフェなどがあって、それとまちが調和している。そういうまちでないと市外から人は呼べません。そういった都市の連続性を意識して公園を作ることについてお伺いしたい。

また、公園を決定する場合に誘致距離というものを認識して市全体の計画を継続しておりますか。以上3点お伺いしたいと思います。

都市整備部長 石野

トイレをなぜ作らなかったか本当の理由を知りたいということでしたが、何か理由があって作らなかったということではありません。

十太夫近隣公園は既存の樹林を利用しており広場も大きく、利用者も相応に多いことから、以前よりトイレの設置要望が多くあります。市としては地元の調整、国への要望等も含め今後整備していきます。十太夫近隣公園については市としてもトイレが必要と判断しましたので、その方針で動いています。

都市の連続性につきましては、市全域で連続性を確保するということは既成市街地のある中では難しいですが、新市街地地区ですと近隣公園、街区公園の他に緑地を多く取っておりまして、帯状の緑地によって緑の連なりを多く残しております。新市街地地区については、鉄道で分断されるところはありますが、全体として回廊のようになるよう計画しておりまして、その回廊を市野谷の森に接続し、その南も幅4.5メートルの植栽を計画しております。

このように、今後作る場所についてはある程度の配慮をしております。既成市街地については既存の住宅がありますのでなかなか難しいですが、今後作るまちについては都市の連続性といった考え方も必要と考え、新市街地地区についてはそのようなつくりをしています。

誘致距離については以前都市公園法で規定がありましたが、現在は自治体に判断は任されております。流山市では従来の誘致距離の考え方を参考にして、公園の位置を調整しております。

加藤修一委員

ありがとうございます。公園と緑地という区分をしておりましたが、それはどう違うのですか。

都市整備部長 石野

区画整理事業は事業区域面積の3パーセントを公園にすることとなっておりますが、新市街地地区では4.5パーセントほどの公園緑地を確保しておりまして、この超過分1.5パーセントについては、公共施設管理者負担金といういわゆる土地代を支払って多めに確保しております

が、緑地を公園にしてしまうと、その分もこの超過分に加わることになってしまいますので、区画整理事業者に減歩のなかで取っていただいた部分については、緑地として位置付けています。

緑地も公園も見た目はほとんど同じですが、緑地は公園として整備するものではございませんので、広場のようなものがあまりありません。その他、野馬土手が残っている箇所などもありまして、そういったところが緑地となっています。

加藤修一委員

流山市総合運動公園は防災公園にしたことによって国の補助が入りました。防災公園にすると補助金が出やすいと聞いたことがありますが、流山市としては都市計画上公園を防災公園として位置付けていないことには何か理由はありますか。最初から防災公園として計画して補助金を持ってくるという方法もあると思いますが。

都市整備部長 石野

確かに防災公園ですと安全安心という観点から別の交付金の対象となるため、補助金がつきやすいということはあるかと思えます。

ただ、防災公園にするための規模要件や施設要件を街区公園の広さで満たすことは難しいと考えております。

流山市総合運動公園では、キックマンアリーナ建設に伴って解体した旧体育館跡地を防災広場として位置づけ、防災井戸やマンホールトイレなどを作った経緯があります。この際には確かに防災関係で補助金がつきました。

このような工夫を必要とする部分は確かにあると思いますが、今回都市計画決定する各公園については、そういったことを行っておりません。

加藤修一委員

防災公園にする時にはかまどベンチの設置など、条件がついているということなのでしょうか。

都市整備部長 石野

その通りです。ある程度防災施設の設置を行わないと防災公園として

の位置付けは難しいと考えております。

確かに、今後整備が必要なところもあるかとは思いますが、例えば公園ですと消防のほうで耐震性の貯水槽を入れているところなどもあります。

これはまた、防災公園の関係とは別の補助を受けることができているので、そういった形で後から設置されることもあります。

#### 加藤修一委員

なかなか難しいのかもしれませんが、近隣公園は大きな公園ですから、防災公園として位置づけられていると市民の安心感も得られると思いますので、今後ご検討願いたいと思います。

#### 乾委員

これは要望として受け止めて頂きたいのですが、先ほど木1号公園については中学校や交流センターの増築にあたって融合的に使えるように検討しているのご返答されておりました。

しかし現状、中学校の増築計画については何もまだ情報がありません。小学校は区画整理用地を取得して増築したものの、そういった増築等の計画を上回るような人口増の流れがあると感じています。そういった増築等の計画を早く一般に示して頂きたいと思います。計画に住民の方々の意見が反映されることも重要だと思いますので、まちづくりについて説明責任を果たして頂きたいと考えます。

#### 内山会長

要望とのことですので、宜しくお願い致します。私から見ますと、小学校用地、中学校用地もそうですが区画整理上は住宅地ですよね。一方で公園用地は公共用地です。小学校、中学校は公共ですが用地は公共用地ではない。公園用地は公共用地とそもそも用地の種類が全く違うわけで、そういった中で用途の違う二つの用地を一体的に使えるよう隣接させるといったところは、乾委員とは感想を異にするものですが、工夫が見られると感じました。

もしほかにご意見がなければ、よろしければ市長より付議を受けてい

るものですので、計画決定案を承認するかしないかということで決を採りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは恐縮ですが原案に賛成のかたは挙手をお願いします。

全員挙手でございますので、原案可決として答申致します。どうもありがとうございました。

審議事項は以上でございます。その他何か全般的なことでご意見があれば伺いたいと思います。

加藤修一委員

さきほど防災公園という話が出ました。平成8年に法改正があって、1ヘクタール以上で災害時の一時避難場所として位置づけてよいと定められたかと思います。一時避難場所として位置づけしている公園はありますでしょうか。

都市整備部長 石野

手元に資料がありませんが、総合運動公園は広域避難場所として設定されています。他には指定緊急避難場所として指定されている公園が数箇所あったと思います。

飯田委員

防災とひとくちに言っても火災、水害、地震など様々あるかと思いますが、流山市全体で一丸となって対策をお願いしたいと思います。

内山会長

そのほか如何でしょうか。本日は多岐にわたって色々議論がございましたが、もし現在の時点で特段のご発議がなければ審議会はここで終了としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ここからは事務局に進行をお願い致します。

都市計画課 近藤

ありがとうございました。

今後の都市計画審議会の開催のお知らせだけさせていただきます。平成30年度の第3回都市計画審議会を12月下旬に予定しております。詳細は追って担当からご連絡致しますので宜しくお願い致します。

以上で平成30年度第2回都市計画審議会を終了致します。

皆様長い間お疲れさまでした。

—以上—